

大阪スマートエネルギーパートナーズ事業 技術提案募集要項

1. 目的

大阪スマートエネルギーパートナーズ事業は、技術提案先プラットフォームとして設置した「大阪スマートエネルギーパートナーズ」の参加企業へ、中堅・中小企業、ベンチャー企業及び大学・研究機関等の技術シーズを提案し、商品化や共同研究等のマッチング等を行い、中小企業等のスマートエネルギー分野への参入、新技術の開発を促進して、新市場の創造、新ビジネスの創出を図ることを目的とします。

2. 技術提案者の資格

法人、個人、事業規模・形態や資本金等の資格要件はありませんが、提案する技術や商品の製造又は研究開発している主に中堅・中小企業・ベンチャー企業・大学・研究機関の研究者等を対象とします。

3. 技術提案の対象分野

スマートエネルギーに関する技術を対象とします。

スマートエネルギーに関する技術とは、太陽電池や燃料電池等の創エネ、蓄電池等の蓄エネ、LEDや熱利用等の省エネ技術や情報通信技術を活用した環境配慮型エネルギー技術をいい、具体的には、下記の技術が対象となります。

- (1) 太陽電池、蓄電池及び燃料電池やその周辺機器等に関する技術
 - (2) LED、コージェネレーション、ヒートポンプ及び熱利用等の省エネ技術
 - (3) 創エネ、蓄エネ及び省エネ機器に活用できる素材に関する技術
 - (4) 新エネ・省エネ機器の開発・製造に活用できる各種技術
- (例)・金属加工や樹脂加工に関する技術
- ・工場の生産工程の省力化等の間接的に省エネに繋がる技術
 - ・情報通信やIT技術等

また、得意とする技術や、独自の技術をベースにしたビジネスモデル等、必ずしも製品として形になっていなくても提案は可能ですが、提案先企業が書類上で判断できるだけの提案内容を記載してください。例えば研究・開発した技術資料や論文内容の記載が考えられます。

なお、技術開発を伴わないビジネスプランの提案、汎用的な商品の販売に関する提案、受託業務のPR、データの裏付のないアイデア等の提案は、技術提案の対象となりません。

4. 提案に要する費用

原則、無料です。ただし、面談の際の提案者の交通費や、提案者の方で専門家を手配された場合等の費用は自己負担となります。

5. 技術提案申込書の作成にあたって

(1) 提案内容に関する知的財産権

特許、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の知的財産権及び企業秘密、ノウハウ等の法的

保護については、提案者の方で対応していただく必要があります。

また、いただいた提案内容については、内容の判断のために外部専門家等へ相談する等の場合を除き、原則として提案先企業以外には提供しませんが、情報管理の徹底のため、技術提案申込書には、企業秘密及びノウハウ等の公開できない情報の記載はしないでください。

(2) 提案先企業の選定

提案先の企業は、大阪スマートエネルギーパートナーズの企業から選定してください。

(府ホームページでご確認ください。)

提案先の企業数に制限はありませんが、提案内容に即して選定してください。なお、提案先ごとに内容が異なる場合は、企業数分の提案申込書を作成してください。

大阪スマートエネルギーパートナーズ事業ホームページ：

(パートナー企業一覧表は HP にて確認してください。)

【参照 URL⇒ <http://www.pref.osaka.jp/energy/suma-toenerugi/index.html>】

(3) 技術提案申込書記載の際の注意事項

技術提案に対する回答、疑問点等のお問い合わせは、原則としてメールで行いますので、必ずメールアドレスを記載してください。

また、提案先企業の窓口は、提案の技術の専門家とは限りませんので、データ、図表等を活用し、できるだけわかりやすく簡潔に記載してください。

6. 技術提案方法

技術提案申込書は、随時受け付けています。

府ホームページから技術提案申込書(様式1)をダウンロードして必要事項を記載し、最初に事務局あてメールで送付してください。また、申請者に事務局から受付確認の返信メールを送信しますので受信確認後、代表者(責任者)の押印分を下記の事務局まで郵送してください。

なお、郵送して頂きました技術提案申込書については返却しません。

送付先【事務局】

大阪府 商工労働部 新エネルギー産業課 調整グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階

電話番号 06-6210-9484 (直通)

メールアドレス：smart-energy@gbox.pref.osaka.lg.jp

注：技術提案申込書のメールでの送付の際は、メールの件名の最初に「技術提案申込書」と記入してください。

7. 形式的審査

送付いただいた技術提案申込書は、府事務局で、記載漏れがないか、「3 技術提案の対象分野」に該当するか等の形式的審査を行います。記載漏れがある場合や対象分野でない場合は、技術提案申込書を受付できませんので、メールでその旨をご連絡いたします。

また、内容について事務局又は府の委嘱するコーディネーターからヒアリングをさせていただくことがありますので、協力をお願いします。

8. 商品化や量産化にあたっての助成金

大阪スマートエネルギーパートナーズ事業では、助成制度は設けておりませんが、技術提案の内容によっては、国等の公的な補助制度に応募いただくことは可能です。それらの制度を活用希望される場合は、申請手続き等、ご不明な点がございましたらご相談ください。